

# 総務常任委員会会議録

令和2年2月28日

寒 川 町 議 会



出席委員 佐藤（正）委員長、吉田副委員長

柳下委員、山田委員、岸本委員、関口委員、中川委員、小泉委員、青木委員、黒沢委員

欠席委員 なし

説明者 中島町民部長、芹澤町民窓口課長、袴田主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第2号 寒川町犯罪被害者等支援条例の一部改正について

（付託陳情）

1. 陳情第1号 日本政府に習近平首席の国賓来日の撤回を求める意見書提出に関する陳情

---

午前10時00分 開会

【佐藤（正）委員長】 それでは、時間となりましたので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。当初の予定より1時間ほど開会が遅くなってしまいましたけれども、予定どおり委員会につきましては進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件、付託陳情1件でございます。まず初めに議案の審査を行い、その後、陳情の審査を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

また議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第2号 寒川町犯罪被害者等支援条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

中島町民部長。

【中島町民部長】 皆様、おはようございます。早速でございますが、町民部町民窓口課の議案第2号 寒川町犯罪被害者等支援条例の一部改正につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。

今回の寒川町犯罪者等支援条例の一部改正につきましては、犯罪被害の状況を正確に把握し、公平な支援金の支給を行うためのものでございます。なお、説明につきましては芹澤課長より行いますので、よろしくお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 芹澤町民窓口課長。

【芹澤町民窓口課長】 おはようございます。それでは、付託議案1、議案第2号 寒川町犯罪被害者等支援条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。資料につきましては、タブレットの01ー1 議案第2号をお開きいただきたいと思います。

初めに、今回の条例改正の背景及び経緯につきまして、既に本会議でも説明させていただいておりま

すが、改めて少し説明させていただきたいと思います。昭和56年1月1日に施行された犯罪被害者等給付金支給法により、我が国における犯罪被害者への経済的な援助が始まりました。その後、平成7年に発生した地下鉄サリン事件などを契機に、犯罪被害者に対する支援の拡充を求める機運が高まっていった中、本町においてもみずからの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、不幸にして犯罪行為に巻き込まれて不慮の死を遂げた町民のご遺族、または障害を受けた町民に対して支援金の支給等により、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうと、この犯罪被害者等支援条例及び同条例の施行規則等が制定されました。平成15年4月1日から施行されております。

このような犯罪被害者等を対象とした支援金、見舞金といった一時金の支給の制度を設けておりますのは、現在のところ県内の町村では唯一本町だけで、県や政令市を加えましても平成元年に県内で初めて制度を設けた秦野市に次ぎ、2番目に制度を開始したという先進的な取り組みでございました。

平成15年4月1日の制度創設以降、幸いなことにこの制度を利用された方は15年間ございませんでしたが、平成30年度に初めて遺族支援金1件、障害支援金1件、計2件の審査を行い、認定されてそれぞれ50万円と10万円の支援金を支給いたしました。

タブレットの01-2、参考資料の1、条例改正の新旧のイメージ図お開きいただけますでしょうか。こちらの図の上段で、現制度の支援金支給の流れを簡単に説明させていただきます。犯罪が発生しまして、被害を受けますとまず警察署へ通報し、被害届等の手続きがとられます。国の犯罪被害者等給付金の支給に該当する場合は、警察署から申請手続きについて案内が行われ、国の給付金の申請を地元の警察署等を通して、県の公安委員会へ行います。これと並行しまして、支援金や見舞金制度を設けている自治体の住民の方には、担当部署等の情報が警察から提供されるため、担当課である私ども町民窓口課から町の支援金の申請手続き等についてご案内を申し上げます。

ご遺族や被害者が規則で定めた書類を添えて申請されますと、寒川町犯罪被害者等支援事務処理要綱に基づきまして、事実確認のために犯罪発生地を管轄する警察署長に被害届が提出され、受理されているか等の照会文書を送付いたします。

警察署から回答書が返送されますと、この回答書や提出された書類をもとに認定の可否を要綱に基づいて設置されます部長級職員で組織する審査会で審査をいたします。支給が決まった場合には条例で定めておりますとおり遺族支援金は50万円、障害支援金は10万円を支給いたします。なお、支援金には支給制限の規定がございまして、被害者と加害者の間に親族関係があったり、被害者がその犯罪行為を誘発したり、そのほか支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められるときには支援金を支給しない、つまり支給額ゼロにすることができます。

平成30年度は遺族と障害各1件の申請に対する審査を行いまして2件、計60万円の支援金を支給いたしました。この制度創設後、初めて行いました支援金支給の事務手続きや支給の適否の審査を行う過程で幾つかの課題が明らかになり、認定の可否を審査いたします審査会で制度の見直しが必要であるというご意見をいただきましたことから、犯罪被害の状況を正確に把握し、公平な支援金の支給が行われるように、制度全体の見直しを行いました。

次に、課題となりました点につきまして説明をさせていただきます。支援金の申請書が町に提出されますと、先ほど申し上げましたように所轄の警察署長宛てに被害状況の受理状況について照会をいたし

ますが、遺族支援金の申請では殺人事件として扱われるため、そもそも被害届という手続きをとっていないケースがあります。また、県外の警察署では被害届の受理状況については、個人情報にかかわることなので照会されても回答できないとしているところもございます。また、被害届はそもそも私は被害に遭ったと届出をするものなので、被害届に記載されている内容は被害者が申し出た内容となります。場合によっては捜査しても加害者が見つからない、わからない場合もありますし、それが事実かどうかを警察署が証明するものではないということです。

被害届の受理状況を確認できたといえしまでも、町が捜査情報を得ることはできませんので、事件の内容、被害者と加害者の関係などの事実関係を正確に把握することができない、また職員が調査等をして把握することもほぼ不可能です。さらに、支援金を支給しないと規則に定められております被害者等にも暴行や侮蔑など、犯罪行為を誘発する行為があったかどうか加害者が見つからない場合は事実が確認できないのが現状でございます。このような状況で支援金支給の適否を決定するのは問題があるのではないかと審査会でご意見をいただきました。

一方、名称が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律と改められました法に基づいて、国が支給しております犯罪被害者等給付金の制度では、被害者またはその遺族と加害者との関係が給付金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合など、全額支給なしだけでなく一部支給なしとすることができます。また、国の給付金は住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行います、公安委員会では裁定のために必要な場合には申請者や関係者に報告をさせたり、出頭を命じたり、医師の診断を受けさせることもできます。また、犯罪捜査の権限がある機関、警察ですとかその他の公務所などに照会をして報告を求めることも可能ですので、犯罪の事実を踏まえた上での裁定がなされております。

以上のような経緯でここで制度と全体の見直しを行いまして、関係条例等を改正することといたしました。

続いて、条例改正の概要について説明させていただきますが、今回改正する点は大きく3つございます。まず1点目はこれまで町の支援金は国の制度には関係なく町に申請が出されたものを審査し、支給の適否を決定いたしました、より公平で事実に基づいた支援金の支給が行われるよう、犯罪被害者等給付金の支給等により犯罪被害者等の支援に関する法律に基づいて、国が支給する犯罪被害者等給付金を支給すると裁定された方からの申請のみを対象といたします。

県公安委員会は給付金支給に係る法定要件を確認するとともに、犯罪被害に関する事実関係を明らかにした上で給付金を支給すると決めていますので、町の支援金も事実に基づいた公平な支給が可能となります。

続いて2点目は、これまで障害だけを対象とした町支援金を国の給付金に対応いたしまして、重傷病又は障害とし、障害等支援金に改めます。負傷だけでなく疾病や身体上の障害も対象として規定いたします。

最後の3点目はこれまで全額支給か支給しないかのどちらかしかなかった町の支援金でございますが、こちらも国の給付金に対応して支給金の一部支給を可能にできるよう改正いたします。こちらのタブレット資料1の下段が改正後のイメージ図となっております。左端の枠内に記載のとおり、対象が障害だ

けから病気や身体上の障害も含みますので、重傷病と障害に拡大をいたします。また、右端の上部の枠内に記載のとおり、全額支給か支給なししかなかった町の支援金も一部支給が可能となります。さらに、申請手続きに際しましてこれまで障害の場合は医師の診断書を国と町の両方に提出する必要がございましたが、国の給付金申請に提出するだけで済みますので、診断書料などの負担も軽減されます。

それでは、一部改正の内容につきまして、恐れ入りますが、タブレットの01－1、議案第2号に戻っていただきまして、タブレットの6分の4ページをお開きください。こちらの新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず本町の支援金の支給対象を犯罪被害者等給付金の支給等により犯罪被害者等の支援に関する法律に基づいた国の給付金の支給裁定を受けた事案に変更いたしますので、全体的に法に基づいた規定に改正をいたします。

初めに第2条定義でございますが、第1項で犯罪行為の定義を法の規定を引用した形に改正いたしまして、犯罪被害の「障害」を「重傷病又は障害」に改正いたします。第3項では、重傷病について第4項を追加して障害についてそれぞれ法を引用した形で規定をいたします。また、第6項では「障害支援金」を「障害等支援金」という形に名称を変更いたします。

第3条に移りまして、支援金の支給でございますが、第1順位遺族を法の規定を引用した形に改めます。また、支給対象者を「国の犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を受けた者」と規定いたします。

次の6分の5ページに移りまして、第4条は第3条で法の規定を引用して第1順位遺族を定めたため全文削除いたします。次の新第4条は支援金の支給制限でございますが、こちらも法の規定を引用した形に改めて整理をし、支援金の一部支給ができるように改正をいたします。

続いて6分の6ページ目の新第5条でございますが、こちらは文言の整理をいたします。

次の新第6条、支援金の支給申請でございますが、第2項で支援金の申請の期限を法に基づいた支給裁定後2年間に變更いたします。また、第3項を新たに加えまして、同一犯罪に係る障害等支援金の申請限度を規定いたしました。

最後に新第8条の支援金の返還では、法に基づいた支給裁定を受けた方が対象となることから、規定を整理いたします。

条例の施行期日でございますが、施行日は新年度、令和4年4月1日といたします。

犯罪被害者等支援条例の一部改正については以上でございますが、条例改正にあわせて寒川町犯罪被害者等支援条例施行規則の一部改正等を行いますので、ここで概要をご報告させていただきたいと思えます。タブレットの01－4、参考資料3、犯罪被害者等支援条例施行規則新旧対照表をお開きください。

今回の改正は、条例の改正に伴って条文及び様式の一部を改正するものでございます。こちらの条文も対象を法に基づいた国の給付金の支給裁定を受けた事案に変更いたしますので、全体的に法に基づいた規定に改正をいたします。

詳細につきましてはこちらの新旧対照表を、様式の変更につきましてはタブレットの01－5－1、参考資料4－1から、タブレットの01－5－3、参考資料4－3まで記載のとおり改正をさせていただきたいと思えますので、ごらんいただければと思えます。

また、恐れ入りますが、タブレットの01－6、参考資料5に寒川町犯罪被害者等支援事務処理要綱、

平成15年4月1日に施行したものでございますが、こちらを参考までにつけさせていただきましたが、こちらは先ほど説明させていただきました警察署への事実確認や審査会設置等について規定をしているもので、条例の改正にあわせて廃止をさせていただく予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 説明が終わりました。質疑のある委員は挙手をお願いします。

中川委員。

【中川委員】 済みません、大きく2点お願いいたします。

まず1点目は今回の改正で、国の制度に基づいて県の公安委員会、警察を所管している行政委員会のほうで全額支給するとか一部支給すると裁定されたものに対して、町の制度でも支援金を支給するということになるので、国の制度で出す支援金に町の制度の支援金をいわば上乘せして出すような、そういった形になるのかというふうなことがまず1点。

もう一点は、先ほど犯罪被害者の家族とか関係者であったとしても、例えば親族関係の場合は支給しないというふうなそうした仕組みはあるかと思えますけど、そのところは残ることになるのか。よく例えば家族内でちょっと事件が起きたとき、例えば親の片方が加害者で、もう片方が被害者で、加害者が被害者、親の片方がもう一人の親の片方を殺害してしまったような場合に、子どもが取り残されてしまって、ただ、この場合も要するに親族間というか、親族関係になって、その子どもから見ると要は加害者の関係者であると同時に、被害者の遺族でもあるといった両方の関係になって、ただ、こういう場合は加害者の関係者でも親族関係でもあるからということで、こうした支援金が支給されないというふうな問題がどうなのかということとはよく指摘されるところではありますが、ちょっとこれは国の制度と関係してくるところがあるのかなと思うんですが、そのところの問題といたしますか、課題はちょっと今回の改正ではそこは残るというふうな理解でいいのかどうか、その2点をお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 まずご質問の1点目、改正で国の制度によって給付金が支給された方に対して、町の見舞金が増乗という形で支援金が支給されるのかというご質問でございますが、これまでも国の制度でも支給を受けていた方、また町の支援金の支給を受けていた方、それぞれ受けていた方がいらっしゃるんですけども、国のほうの裁定は裁定、町のほうの審査は審査となっていたものを、国の支給を受けた方に対して町は支援金を支給するという、並行していたものを順を追って支給をするというようなイメージとしては形になると考えております。そうすることで実際に犯罪の事実を正確に把握した裁定がなされた国の給付金を受けられた方に、町も支援金をお支払いするということで、事実関係がきちんと整理をされて、加害者と被害者の関係等も捜査をされた上で、町のほうの支援金も支払うことが可能になるということで改正をするものでございます。

2点目の例えば加害者と被害者の間に親族関係があった場合、残された方が遺族といえども遺児がいる場合等につきましては、これも国のほうでどういう裁定がなされるかというところにかかってくると考えております。国のほうで裁定された中身に応じまして、町も例えば加害者と被害者の間にそれ相応の関係が認められて、一部支給なしという裁定がされた場合には、その一部支給の比率に応じて町の支援金のほうも支払う考えでございます。ただ、ご指摘のとおり両親が加害者、被害者になってしまった

場合の課題というのは残ってまいります、それは国の制度のほうでどういう扱いになるかというところになるかと思っております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 中川委員。

【中川委員】 2点目についてはわかりました。

あと1点目、確認なのですが、国の制度で一部支給になったという場合は町のほうでも一部支給、国のほうで全額支給ということになったら町のほうでも全額支給という、そういった関係でいいかどうかだけお願いいたします。

【佐藤（正）委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 国の裁定に準じて町のほうも支給額を決定してまいります。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 今回は法の改正に基づいたんですけど、今まで全国自治体は30年度に初めて15年ぶりに行ったということですけど、実際に今回行った審査に関していろいろな警察に問い合わせとかあったと思うんですけど、その審査に関して時間というか手間というか、そういうものはどういう日数とか時間とかかかったのかというのは把握されているんですか。

【佐藤（正）委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 町の支援金の審査にどれくらいの時間が要したかということでございますけれども、今回申請があった2件につきましては、遺族支援金につきましては大体半年ほどかかっております。遺族支援金、今回のケースでは管轄する警察署が違う茅ヶ崎署ではないケースでしたので、いろいろとその辺の捜査状況ですとか被害状況の確認ができるものはないかということで、何回か警察署とのやりとりをさせていただいたり、ご遺族の方にお話を聞かせていただいたりということをいたしましたので、大分半年ほどお時間がかかりました。

またもう一件の障害の支援金のほうですが、こちら全治が1カ月以上の方が対象になりますので、完治した段階で診断書等を出していただくということで、ご相談を受けてから実際に申請を出していただくまでに3カ月ほどかかっております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 山田委員。

【山田委員】 わかりました。死亡された方には半年、結構時間がかかると。この条例改正によって町の職員の負担も減るという理解でよろしいですか。

【佐藤（正）委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 今回の改正によりまして、町がそういった警察署との事実関係の把握の事務も負担としては減りますし、また審査会も開催をせずに決定ができるという意味ではかなり事務負担のほうも軽減されると考えております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 今山田委員が質問されたことに関連するんですが、今、遺族支援金支給まで死亡の案件は半年、完治してから3カ月ということなんですが、今回新しくこの流れというものが変わるんですけども、その流れが変わった中で事務的な軽減ということもありますが、迅速にどのぐらいこういう同じような案件の場合、期間というんですか、圧縮できるのかという予測というか、その点をちょっとお聞かせください。

【佐藤（正）委員長】 芹澤課長。

【芹澤町民窓口課長】 改正した後の手続きで申し上げますと、全ての国の支給決定の通知とかをそろえて申請をしていただきますと、その支給の割合とかも決定に準じて町の支援金を支給することができますので、大体1カ月ほどで町の支援金支給が可能ではないかと考えております。

以上でございます。

【佐藤（正）委員長】 他にございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。  
暫時休憩いたします。

---

【佐藤（正）委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託されました議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。よろしいですかね。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、休憩なしでこのまま討論に入らせていただきます。

議案第2号 寒川町犯罪被害者等支援条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

（「なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 討論なしと認めます。これより議案第2号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

【佐藤（正）委員長】 賛成全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。  
続きまして、付託陳情の審査に入りたいと思います。

陳情第1号 日本政府に習近平首席の国賓来日の撤回を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。まず、この陳情について事務局をもって朗読いたさせます。

亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、陳情を読み上げます。

陳情第1号。寒川町議会議長関口光男様。2020年2月18日、神奈川県寒川町一之宮8-16-7、幸福実現党寒川地区代表、はしもと修一。

日本政府に習近平主席の国賓来日の撤回を求める意見書提出に関する陳情。

陳情理由。

現体制の中国は、香港やウイグル、チベット等への人権弾圧や、日本人拘束、尖閣周辺の日本領海侵入など、世界の平和を脅かす行為を繰り返しております。その最高指導者である習近平国家主席を、天皇陛下との会見や宮中晩餐会などでもてなす国賓とすることは、日本も人権弾圧などを容認しているという間違ったメッセージを世界に与えることになります。これは日本の歴史上の汚点となりかねません。また、2月時点で猛威を振るっている中国発・新型コロナウイルスは、2002年の沈静まで約8カ月を要したSARS（サーズ）の感染力を超えており、この4月から5月にかけてがピークとも言われております。そのような時期に中国から主席をはじめ数百人が来日することは、国内感染者をふやす要因になりかねず、さらには世界に向けた安全宣言として日本が政治利用されてしまうことになります。連日の報道で横浜沖のクルーズ船内の人々の安否について全国から注目を集めている神奈川県内からこそ、自国民の安全と世界の平和を守る声をあげるべきと考えます。したがって、習近平中国国家主席の国賓待遇及び来日自体の取りやめを政府に求めます。

陳情項目。

一、日本政府が習近平中国国家主席を国賓待遇で日本に招こうとしていることに強く反対し、国賓待遇及び来日自体の撤回を政府に求めます。寒川町議会として、国に意見書を提出していただくことを陳情します。

以上です。

【佐藤（正）委員長】 朗読が終わりました。当陳情につきましての進め方について委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますが、ちょっと陳情の性質上といえますか、担当課がちょっとないという形になりますので、ちょっとそれも含めて進め方についてご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中川委員。

【中川委員】 今、ちょっと委員長もおっしゃったように、担当課が該当しないと思いますので、執行部を呼んでという形にはならないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

【佐藤（正）委員長】 今、中川委員から意見ありましたけれども、いかがでしょうか。よろしいですかね。特に担当課を呼んで説明等を受けることもできないということで、この内容をもって皆さんにご判断していただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、そのまま討論、採決に入りたいと思いますが、その進め方でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【佐藤（正）委員長】 それでは、このまま討論、採決と入らせていただきたいと思います。

それでは、陳情第1号 日本政府に習近平主席の国賓来日の撤回を求める意見書提出に関する陳情に

ついて討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤（正）委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤（正）委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより陳情第1号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤（正）委員長】 賛成なしであります。よって、陳情第1号は不採択といたします。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前10時32分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年6月2日

委員長 佐藤 正 憲